

新型コロナウイルス感染拡大に伴い生じた対応及び業務内容 (R3.7~R4.3)

※表の右側欄外の【依頼作業内容】をご確認の上、入力をお願いいたします。

分野	NO.	対 応	業務の内容	対応時期	担当課
放課後児童クラブ	1	新型コロナウイルス感染防止のためひまわりクラブが閉所となった際の利用料の日割り還付	新型コロナウイルス感染防止のためひまわりクラブが閉所となった際に、利用料の日割り還付を実施。	4 月 1 日 継続中	こども政策課
	2	児童の密集を避けるためひまわりクラブの分散運営を実施	児童の密集を避けるため、小学校のコンピューター教室や体育館等を活用してクラブの分散運営を実施。	5 月 1 日 継続中	こども政策課
	3	新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費の支援	職員による施設の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当などの割増賃金、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当のほか、感染防止対策に必要な物品などの購入に活用することで、感染症対策を実施。	4 月 1 日 ～ 3 月 31 日	こども政策課
子ども食堂	4	新潟市子ども食堂等活動支援補助金の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の子ども食堂としての活動休止や、活動形態を食堂から弁当配布や食材配布などに変えて活動している団体、または食材配布及び配達などの活動を行う団体に対して、活動の実施、再開及び継続するための経費を1か所あたり上限15万円を補助する。	4 月 1 日 ～ 3 月 31 日	こども政策課
給付事業	5	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	以下のいずれかに該当する方に対し、児童1人当たり5万円を支給する。 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方	4 月 28 日 ～ 3 月 31 日	こども家庭課
	6	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外のその他世帯分)	以下のいずれにも該当する方に対し、児童1人当たり5万円を支給する。 ①平成15年4月2日から令和3年3月31日生まれの児童(特別児童扶養手当の認定を受けた子については平成13年4月2日生まれ以降)を養育する父母等 ②令和3年度住民税(均等割)が非課税または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の水準となった方	5 月 28 日 ～ 3 月 31 日	こども家庭課
	7	低所得の子育て世帯生活応援事業	以下のいずれかに該当する世帯に対し、新潟市産の新米コシヒカリ10kgを現物支給する。 ①低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)受給世帯 ②低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外のその他世帯分)受給世帯	11 月 1 日 ～ 3 月 31 日	こども家庭課
	8	子育て世帯への臨時特別給付	以下のいずれかに該当する方に対し、児童1人当たり10万円を支給する。 ①令和3年9月分児童手当(本則給付)受給者 ②令和3年9月30日時点で、平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童を養育する父母等のうち、主たる生計維持者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象範囲内にある方 ③令和3年9月1日以降、令和4年3月31日までに生まれた児童(新生児)を養育する父母等で、児童手当(本則給付)の受給者 ④令和3年9月以降に離婚等をしたひとり親家庭(子育て世帯への臨時特別給付(上記①～③)を一度も受給していない方)で、所得が児童手当(本則給付)の支給対象範囲内にある方	12 月 1 日 ～ 5 月 31 日 (予定)	こども家庭課
母子保健	9	コロナウイルスに関する母子保健の最新情報について市民への情報発信	市報にいがた、市ホームページ等を活用して、随時、新型コロナウイルスに関する母子保健の最新情報を周知する。	4 月 1 日 継続中	こども家庭課
	10	1歳6か月児健診、3歳児健診の延期に伴う、健診の増設	令和2年3月2日～6月中旬まで休止していた幼児健診のリカバリーのため、健診を増設した。	4 月 1 日 ～ 9 月 30 日	こども家庭課
	11	感染予防対策の徹底、母子保健事業	育児相談の予約制、安産教室の人数制限など、三密を避け、感染予防に留意して母子保健事業を実施する。	4 月 1 日 継続中	こども家庭課
	12	不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、基礎疾患または強い不安を抱える妊婦が、かかりつけの産婦人科医と相談のうえ、希望する場合に分娩前にウイルス検査を受けるための費用を補助する。また、感染した妊産婦で希望する者に対し、保健師等が電話や訪問などによる寄り添い型支援を実施する。	4 月 1 日 継続中	こども家庭課

分野	NO.	対 応	業務の内容	対応時期	担当課
児童発達支援	13	児童発達支援センター利用保護者への諸連絡	感染拡大状況に合わせて、センターでの対応や長期休業時の注意事項、ワクチン接種や検査の情報など、利用者に向けて意識的に回数を増やして丁寧に文書を発出する。	4月1日 継続中	こども家庭課
	14	感染予防対策の徹底	給食は一堂に会さず、職員の食事は子ども達とは別に交代制でとるなど感染予防に努めている。保護者参加行事は感染状況に応じて開催方法を変更(複数回に分けての実施や参加人数を限定)して実施し、やむを得ない場合のみ中止とした。職員は1月よりマスクに加えフェイスシールドを着用、定期的な換気や消毒など基本的な感染対策を引き続き実施する。	4月1日 継続中	こども家庭課
	15	支援が必要な人に必要なサービスを継続して提供する取り組み	保護者講座や関係者向け研修、利用説明会などをZOOMオンラインで開催する。	8月中旬 継続中	こども家庭課
保育園・認定こども園等	16	保育施設及び保護者宛の感染拡大防止のための協力依頼(国等の通知共有を含む)	・保育施設等における感染症対策(抗原キットの提供・取扱等を含む)にかかる国・県からの通知等を各施設にメール等で共有(随時) ・日々の感染症対策や登園を控えていただく場合を整理し、施設及び保護者宛協力依頼文書を発出したほか、市ホームページにも掲載(9/1、10/7、1/17)	継続中	保育課
	17	感染等により登園しなかった期間の保育料等の日割調整	・感染等により、保健所の指示により登園しなかった児童について、保育料等を日割計算を行い、還付(随時) ・日割対象を、濃厚接触者及びPCR検査受検者に拡大。(4/1～)	継続中	保育課
	18	感染者発生に伴う臨時休園、濃厚接触者の特定等調整	・園児または職員に感染者が発生した場合、臨時休園、濃厚接触者の判断を含め、施設・区・保健所と連携して対応。 ・「保育施設等における陽性者判明時の対応フロー」を作成し、全保育施設へ共有(1/25、1/31) (第5波(7/1～10/31):感染者発生53施設、休園29施設) (第6波(12/1～3/17):感染者発生477施設、休園236施設)	継続中	保育課
子育て支援センター	19	感染拡大防止のための施設及び利用保護者宛の協力依頼	・日々の感染症対策等を整理し施設及び保護者宛協力依頼のチラシ等を施設に配布(8/3、9/1、1/20、3/4) ・感染拡大防止のための臨時休館(1/21～3/6) ・臨時休館中の各施設の継続事業(オンライン相談・一時預かり、予約制対面相談等)周知チラシの作成・HP掲載(1/21～3/6)	継続中	保育課
	20	感染拡大防止策として利用者数を制限	・感染拡大防止のため、各施設の面積等に応じて、利用者数を制限するため、予約制や時間入替制で事業を実施。	継続中	保育課
	21	感染者発生に伴う臨時休館等調整	・併設する保育施設等の園児または職員に感染者が発生した際、臨時休館等の判断を含め、施設・区・保健所と連携して対応。 (第5波(7/1～10/31):感染者発生0施設、休館3施設) (第6波(12/1～3/15):感染者発生0施設、休館4施設※) ※併設保育園での感染者数発生によるもの	継続中	保育課
	22	オンライン相談等の実施	・国補助を活用し、R2に機器導入を行った施設において、オンライン相談や動画配信等を実施。 ・本事業について、市報にいがた(6/20号)で紹介。 (R2機器導入施設:民間15施設、R3実績:95件※) ※4～12月まで実績及び臨時休館(1/21～3/6)期間中の各施設からの報告数(3/15時点集計)合計	継続中	保育課
病児保育	23	子育てと社会活動の両立のためのセーフティネットとして、利用者数の変動に左右されず安定した運営ができるよう、委託料を見直し。	・国交付金の制度を活用し、保育園等で体調不良となった児童の送迎、受診及び病児・病後児保育室での看護・保育を行う(送迎対応)ことと、保育園等に対して感染症対策等の情報提供を行う(改善分)ことにより、サービスの拡充を図るとともに委託料の基本分を充実。	4月1日 継続中	保育課
	24	保育施設等の臨時休園下等における、該当園児の病児・病後児保育施設等の利用制限について保護者宛に周知	・保育施設等保護者宛、感染拡大防止のための協力依頼通知において、在籍園が臨時休園等の際に、病児・病後児保育施設や一時預かりの利用を控えていただくよう記載。(4/22) ・病児・病後児保育事業にかかる市ホームページに、在籍園または在籍小学校が臨時休園や臨時休校の際に、利用を控えていただくよう掲載。(6/22)	4月22日 継続中	保育課
	25	病児・病後児保育施設に対し、保育施設等の臨時休園等に関する情報を提供	・幼児教育・保育施設及び小学校が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休園(校)となった場合、対象園(校)の了解を得た上で、病児・病後児保育施設宛に、対象園(校)及び休園(校)期間等について情報を提供。 ※保健所からの依頼により、提供先に医師会(小児科医)を追加(2/1～)	5月28日 継続中	保育課
	26	病児・病後児保育施設での感染拡大リスク低減のための医師会への協力依頼	・医師連絡票作成時の抗原検査等による陰性確認の実施協力に係る依頼文の発出(1/18～)	1月18日 継続中	保育課

分野	NO.	対 応	業務の内容	対応時期	担当課
感染予防等	27	・国補助を活用した、児童養護施設等への衛生用品購入経費等の支援	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消耗品等の購入経費補助 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴うかかり増し経費補助	4 月 1 日 3 月 31 日	こども政策課
	28	市立園における登降園記録システムの運用開始	・地方創生臨時交付金(R2補正)を活用してR2中に導入した、登降園記録システムを未設置だった全ての市立園に設置し、運用を開始。 (R2導入施設数:63施設)	4 月 1 日 継続中	保育課
	29	各種研修会のオンライン形式での開催	・従来、集合・対面形式で実施していた各種研修について、オンラインで実施。(計13回、のべ1553人)	4 月 1 日 継続中	保育課
学習支援	30	学習会での集団感染を防ぐための取り組み	学習会の参加定員の見直し、会場の消毒、参加者の検温等を実施し、感染リスクの低減を図った。参加者と学生サポーターの接触をできるだけ減らすため、電子黒板やホワイトボードを活用した学習会を実施した。 R4.1.21～R4.3.6 新潟県全域がまん延防止重点措置が適用されたことから、事業を休止。	4 月 1 日 継続中	福祉総務課
学校教育	31	教育現場での感染症対策	国や県の通知及び本市の感染状況に基づき、部活動の活動制限等、適宜必要な通知を学校園に発出している。	継続中	学校支援課